

こんちわ新聞

第 3262 号

2015 年
12 月 18 日

慶應労組
四谷支部

2015 秋闘を終えて

主な課題について報告をします。

●年度末一時金（年間勤務手当）

昨年と同率の 0.5 ヶ月の回答が提示されました。昨年の協定締結時に、年度末一時金創設時の 0.5 ヶ月 + 5,000 円の支給に向けて努力を継続するとの覚書を取り交わしており、今年度もその点での議論が焦点となりましたが、回復は実現していません。次年度については最低限、制度創設時支給水準以上の支給率を目指して取り組みを強めていきたいと考えています。

●新人事給与制度

2012 年 4 月に強行導入され約 3 年が経過しようとしています。今年の春、一

般職基本給の給与表を 10 号俸増設する改善を行っています。昇給額の引き上げは来年の春に交渉を行います。秋の交渉では、評価制度及び特定職責・高度技術の支給内容について議論を行いました。評価制度については、要となるフィードバック面接が行われていない部署もあることを義塾も認め、運用面で問題があることが浮き彫りになりました。一時金支給後、各職場で面談が実施されます。疑問点や納得出来ない内容があれば組合にお知らせください。

特定職責・高度技術の手当の支給実績・基準について質したところ、支給実績はあるが、支給基準等は整理されたものはないとの回答です。手当も賃

金であり、支給方法が明らかでないことは労働基準法からも許されません。今後支給対象、支給基準を明確にしていきたいと思えます。

●看護師問題

11 月 1 日現在の看護師在籍者数は 1012 人と昨年同時期より 8 人多い数字でした。当局から提示された一般病棟での今年度上半期平均夜勤回数は 7.96 回でしたが、ICU 系を含めると 8.22 回となり、昨年を上回っています。この状態で推移すると年間では 8 回以内の協定が守られないことが懸念されます。

職場の問題では、10N・2-3 の職場から現状を伝え改善を求めました。10N は恒常的な残業があること、11 月でも全スタッフが、季節休暇が残っており疲弊していること、2-3 は

（裏へ続く）



(表からの続き)

準夜の夜勤人員が4名から3名に減らされて恒常的な残業となっていることなどを訴えました。

慶應は基本的には中途採用を行わないので、恒常的な時間外労働を解消し業務量に見合った休暇の取れる人員配置を、年度当初に行うことが必要です。

また、看護師の労働時間管理について、7月～9月の3か月間、恒常的に1時間以上IC打刻時間と申告された労働時間の乖離があった288名に調査用紙を配布し、実働の有無について確認しています。実働がある場合は正確に報告をしてください。その調査結果は労働組合にも報告されますので後日お知らせいたします。

また、11月6日に行った退勤調査では、「残業申請はしていない」、「少なくしている」は74名(85%)にのぼりました。正しく労働時間を申請できる環

境が整っていません。一刻も早く改善するよう求めました。最大のポイントは、恒常的な長時間労働の改善です。それを実現するには、労働時間を正しく記録し、課題を明確にする必要があります。残業が多い職場は、人が足りないというバロメーターにもなりません。働いた時間は正しく申請しましょう。

●有給休暇取得の改善

有給休暇の取得が困難な職場が増えています。

義塾は、職場ごとの取得実態資料を提示していませんが、国も2020年70%以上の取得率を目指して法律の改正も検討しています。

夏期休暇すら100%取得できない状況は異常です。

改めて資料の提示と取得率向上に向けた対応を求めました。



望年会のおさそい

12月28日(月)16時～21時第2校舎1階 組合事務所にて
手づくり料理でお待ちしています！
誘い合っておいで下さい！



新春お餅つき会

1月14日(木)16時～組合事務所にて
つきたてのおもちです！

